

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓 揖屋・安来地区農地等取得支援貸付金貸付規程

(目的)

第1条 中海干拓揖屋・安来地区（以下「揖屋・安来地区」という。）において、就農又は規模拡大をする担い手農業者等の経営安定を図るため揖屋・安来地区干拓農地（以下「干拓農地」という。）の取得費、当該干拓農地に設置する施設園芸用パイプハウス及びその付属施設（以下「パイプハウス等」という。）の建設に必要な資金、担い手農業者等が農地の高度化（小規模土地改良、土壤改良等）のため行う投資（以下「農地高度化等」という。）資金並びに干拓農地を買受けた者が、規模拡大等に必要となる経費（販路拡大調査、技術習得、試作研究等。）のための資金（以下「営農確立支援資金」という。）を農地等取得支援貸付金（以下「貸付金」という。）として貸付けるものとする。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、公益財団法人しまね農業振興公社（以下「公社」という。）から干拓農地を取得している別表1に掲げる者とする。

ただし、認定就農者にあっては、その者の年齢が、おおむね40歳以下とする。

(貸付対象物件)

第3条 貸付対象物件は農業経営に必要な対象物とし、次の各号のいずれかとする。

- (1) 公社から買い受ける干拓農地の取得費。
- (2) 前号の農地に建設する、パイプハウス等の建設費相当額の2分の1以内の額。
- (3) 買い受けようとする干拓農地に、生産性の高い畑作農業の発展のために実施する小規模土地改良・土壤改良等の必要な投資額。
- (4) 干拓農地を買受後、規模拡大等のために必要となる販路拡大調査、技術習得、試作研究等の経費。

(貸付条件)

第4条 貸付金の貸付条件は別表2のとおりとする。

(担保及び連帯保証人)

第5条 理事長は、前条の貸付金の貸付けにあたっては、担保又は連帯保証人を求めるものとし、その内容は別表3のとおりとする。

2 前項に係る経費は、貸付金を借り受ける者の負担とする。

(借入の申請)

第6条 借入の申請は、貸付金の借入申込者（以下「申請者」という。）が、農地等取得支

援貸付金借入申込書（別記様式第1号）（以下「借受申請書」という。）に別表4の書類を添え、理事長に提出するものとする。

（貸付けの決定）

第7条 理事長は、借受申請書の提出があったときは、速やかに申請に係る審査等を行い、貸付けを行うことが適当であると認めた場合は、貸付けの決定を行い、別記様式第2号により申請者に対して、その旨を通知する。

2 前項の申請に係る審査等は、理事長が別に定めるものとする。

（借用証書及び交付申請）

第8条 申請者は前条の規定による借入手続きの通知を受理後、速やかに農地等取得支援貸付金借用証書（別記様式第3号）（以下「借用証書」という。）及び農地等取得支援貸付金交付申請書（別記様式第4号）を理事長に提出するものとする。

2 申請者は、別表2の農地取得貸付金の借入をする場合にあっては、前項の借用証書の提出にあわせて、仮登記担保設定契約書（代物弁済の予約契約書）（別記様式第5号）を提出するものとする。

3 第1項の借用証書に記載される債務者（以下「債務者」という。）及び連帯保証人の押印は実印で行い、借用証書に市町村長が発行した印鑑証明書を添付するものとする。

4 前項の連帯保証人は、所得証明書又は資産証明書を添付するものとする。

5 前四項に要する費用は申請者の負担とする。

6 申請者は、別表1のパイプハウス取得貸付金を借受けの場合、第1項の農地等取得支援貸付金交付申請書には、借受金額の根拠となる請求書等を添付するものとする。

（貸付決定の取り消し）

第9条 理事長は、貸付決定後、申請者が次の事項に該当すると認められるときは、貸付けの決定から貸付金の交付までの間において、その貸付決定を取り消すことができる。

この場合、理事長は、申請者に対しその旨を通知するものとする。

（1）貸付手続きの通知を受理後、正当な理由なくして借用証書を提出しないとき。

（2）貸付金を貸付けの目的以外に使用するおそれのあるとき。

（貸付金の実行）

第10条 理事長は、申請者から第8条に定める借用証書等の提出があったときは、速やかに当該書類の審査等を行い、貸付けの実行が適当であると認めた場合は、申請者の指定する金融機関の預金口座へ振込みを行うものとする。

2 申請者は別表1の農地取得貸付金を借受けた場合は、干拓農地の買受け代金を速やかに理事長が定める金融機関の預金口座に入金しなければならない。

（連帯保証人の変更）

第11条 債務者は連帯保証人を変更しようとするときは、農地等取得支援貸付金連帯保証人変更申請書（別記様式第6号）を、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、変更することが適当であると判断した場合には、その旨を承認することとし、農地等取得支援貸付金連帯保証人変更承認通知書（別記様式第7号）により、債務者に通知するものとする。また、承認しない場合についても、その旨を債務者に通知するものとする。

（その他貸付条件の変更）

第12条 債務者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、理事長に届け出るものとする。

（1）債務者又は連帯保証人が住所を変更したとき。

（2）債務者又は連帯保証人が氏名を変更したとき。

2 債務者は、前項の届け出をする場合、住民票の写しを添付するものとする。

（貸付金の繰上償還）

第13条 債務者は、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合は、農地等取得支援貸付金繰上償還申出書（別記様式第8号）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申出を受けた場合は、速やかに農地等取得支援貸付金償還金納入通知書（別記様式第9号）を債務者に対し通知するものとする。

（貸付金の一時償還）

第14条 理事長は、農地取得貸付金債務者並びにパイプハウス取得貸付金債務者が次の各号の一に該当するときは、貸付金の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求するものとする。

（1）償還金の支払い義務を怠ったとき。

（2）貸付金を貸付目的外の使途に使用したとき。

（3）正当な理由なく貸付条件に違反したとき。

2 理事長は、農地高度化等貸付金債務者並びに営農確立支援資金貸付金債務者が次の各号の一に該当するときは、貸付金の全部又は一部につき、期限を示して一時償還を請求するものとする。

（1）農地リース事業を解約したとき。

（2）貸付の対象となった農地を貸付金返済期限満了日までに所有権を移転したとき。

3 理事長は、前項の貸付金の一時償還を決定したときは、農地等取得支援貸付金一時償還決定通知書（別記様式第10号）により、その旨を債務者に通知するものとする。

（償還金の支払猶予）

第15条 理事長は、債務者が、災害その他やむを得ない事由により、償還金の支払いをすることが困難であると認められるときは、その支払いを猶予することができるものとする。

この場合、債務者は、理事長に対し、農地等取得支援貸付金償還猶予申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。ただし、猶予できる期間は、その事由が発生した当該年から次年度の償還期日までとし、次年度以降の償還計画は変更できないものとする。

- 2 前項の災害その他やむを得ない事由とは、債務者が災害、盗難、その他の事故にあったとき及び債務者又は債務者と住居又は生計を一にする親族が死亡、疾病又は負傷したときとし、この場合、公的機関又は病院等の証明書を添付するものとする。
- 3 理事長は、第1項の申請について、その内容を審査し、支払猶予を承認したときは農地等取得支援貸付金償還猶予承認通知書（別記様式第12号）を債務者に対し通知するものとする。

また、支払猶予を承認しない場合についても、その旨を債務者に対し通知するものとする。

（遅延損害金）

第16条 理事長は、債務者が毎年の支払期日までに償還金を支払わなかった場合には、延滞金額につき年14.6%の割合で計算し、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した損害金（百円未満の端数があるとき又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を徴収するものとする。

（償還金の督促）

第17条 理事長は、債務者が支払期日を経過した後、なお償還金を支払わない場合には、債務者及び連帯保証人に対し、文書その他適当と認められる方法で支払の督促を行うものとする。

（代物弁済の実行）

第17条の2 理事長は、債務者と締結した仮登記担保設定契約書（代物弁済の予約契約書）に規定する代物弁済予約完結の意思表示をしたときは、同契約書に基づき精算手続きを開始するものとする。

- 2 債務者は理事長に対し、次の各号すべてに該当する場合は、債務を代物弁済による精算することについて農地等取得支援貸付金の代物弁済申出書（別記様式第13号）により申し出ることが出来るものとする。

- (1) 債務者が自らの経営判断により営農の継続を断念したとき。
- (2) 農地取得後5年を経過したとき。

- 3 前項に規定する債務者からの申し出ができる期間は、農地取得後5年以上6年未満とする。

- 4 理事長は、前2項に規定する債務者からの申し出を受理し、これを適当と認めたときは、前1項の規定に従い精算手続きを開始するものとする。

（返還免除の特例）

第17条の3 理事長は、農地高度化等貸付金又は営農確立支援資金貸付金を貸し付けた債務者に対し、債務者が次の各号すべてに該当する場合は、農地高度化等貸付金の返還を免除することが出来るものとする。

- (1) 干拓農地を取得していること。
- (2) 干拓営農を5年以上継続していること。
- (3) 営農計画をおおむね達成していること。

2 債務者は、前項の規定による農地高度化等貸付金又は営農確立支援資金貸付金の返還免除を受けようとするときは、農地等取得支援貸付金返還免除申請書（別記様式第15号）、継続営農証明書（別記様式第16号）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の申請があった場合は、農地高度化等貸付金又は営農確立支援資金貸付金の返還免除の適否を判断し、その結果を債務者に対し通知するものとする。

（損害保険）

第18条 債務者はパイプハウス等について、物件の時価に相当する保険（共済）契約を締結することとし、その保険（共済）契約書の写しを理事長に提出するものとする。

2 前項の保険（共済）契約に係る費用は、債務者の負担とする。

3 パイプハウス等が損害保険の対象となった場合、債務者は速やかに理事長に報告するものとする。

（借用証書の返還）

第19条 理事長は、債務者が償還金を完済したときは、速やかに借用証書を返還するものとし、あわせて、担保を徴した場合には、仮登記担保設定契約（代物弁済の予約契約）に基づき設定した仮登記の抹消に必要な書類を発行するものとする。

2 前項の仮登記の抹消に要する費用等は債務者の負担とする。

（違約金）

第20条 理事長が、第8条により債務者と契約した仮登記担保設定契約書（代物弁済の予約契約書）に基づき、代物弁済の予約契約を完結する場合には、債務者は公社に対し、各年度末の償還残額につき年5%で計算し、貸付日より精算期間が経過するまでの日数で計算した違約金を支払うものとする。

（委任）

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

番号	貸付対象者名
1	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の5第1項に規定する認定就農者（以下「認定就農者」という。）
2	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する認定農業者（以下「認定農業者」という。）
3	公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区農地保有合理化促進事業等実施規程第4条に該当する法人で上記2以外の法人（以下「適格法人」という。）
4	公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業実施要領第3条第1項第5号に該当する <u>農地所有適格法人</u> 以外の法人（以下「 <u>農地所有適格法人</u> 以外の法人」という。）
5	上記1から4以外の者にあっては、干拓農地を買い受け又は、農地リース事業のうち取得前提貸付により干拓農地を借り受けている者であり、且つ、買い受け後又は借り受け後5年以内の者

別表 2

資金の種類	対象区分	資金の使途	貸付限度額	償還期間	据置期間	貸付金利	償還方法
農地取得貸付金	別表1 1～4	干拓農地取得費 以内の額で理事長が定める額とする。	干拓農地取得費 以内の額で理事長が定める額とする。	20年以内 (貸付けを受けた次年度より)	なし(ただし、施設園芸、果樹等の場合は、5年以内)	無利子	均等年賦 償還
パイプハウス取得貸付金	別表1 1～4	干拓農地に建設するパイプハウス等の建設費又は取得費	パイプハウス等の建設費の2分の1以内で理事長が定める額とする。 ただし、当該干拓農地取得額の2倍に相当する額を上限とする。	10年以内 (貸付けを受けた次年度より)	なし	無利子	均等年賦 償還
農地高度化等貸付金	別表1 1～4	生産性の高い畑作農業の安定的な発展のために干拓農地に必要な小規模土地改良、土壤改良等	10a当たり36万円 以内で理事長が定める額とする。	15年以内 (貸付けを受けた次年度より)	5年以内	無利子	均等年賦 償還

		に係る投資費					
営農確立支援資金貸付金	別表1 1～5	規模拡大のために必要となる、販路拡大調査、技術習得、試作研究等に要する経費	1 経営体当たり50万円以内で理事長が定める額とする。	10年以内(貸付けを受けた次年度より)	5年以内	無利子	均等年賦償還

別表3

	資金の種類	担保物件	連帯保証人	摘要
担保及 び連 帯保 証人	農地取得貸付金	要 (買い受ける干拓農地)	不要	
	パイプハウス取得貸付金	不要	要 1. 連帯保証人は借受金額が500万円以下の場合1名以上とし、500万円を超える場合は2名以上とする。ただし、1000万円を超える場合は、その超える金額が500万円毎に1名加える。 2. 申請者が法人である場合において、その法人の代表者を連帯保証人とする場合は、その者と別の連帯保証人を立てるものとする。	ただし、連帯保証人の確保が困難な場合には、物上担保の提供を持って、それに替えることができる。
	農地高度化等貸付金	不要	要 1. 連帯保証人は借受金額が500万円以下の場合1名以上とし、500万円を超える場合は2名以上とする。ただし1000万円を超える場合は、その超える金額が500万円毎に1名加える。 2. 申請者が法人である場合において、その法人の代表者を連帯保証人とする場合は、その者と別の連帯保証人を立てるものとする。	ただし、連帯保証人を営農確立支援資金貸付金と同じ者とする場合は、同資金と合算した額により連帯保証人を立てる者とする。
	営農確立支援資金貸付金	不要	要 1. 連帯保証人は1名以上とする。 2. 申請者が法人である場合において、その法人の代表者	ただし、連帯保証人を農地高度化等貸付金と同じ者とする場合は、同資

		を連帯保証人とする場合は、 その者と別の連帯保証人を立 てるものとする。	金と合算した額に より連帯保証人を 立てる者とする。
--	--	--	----------------------------------

別表4

貸付対象者	添付書類
認定就農者 認定農業者 適格法人 <u>農地所有適格法人以外の法人</u>	<p>1. 干拓農地買受申込書の写し又は売渡決定通知書の写し。</p> <p>2. 認定就農者は<u>青年等就農計画認定通知書</u>及び<u>青年等認定就農計画</u>の写し。 認定農業者は農業経営改善計画書の写し。 適格法人及び農業生産法人以外の法人は、法人の登記簿謄本、決算書及び干拓農地の買受け・貸付金借入れについて議決された議事録写し。</p> <p>3. パイプハウス取得貸付金については、パイプハウス等の建設を島根県等の補助事業で実施するときは、その事業の申請書及び内示等の写し。 ただし、そのパイプハウス等の建設を補助事業以外で実施するときは、そのパイプハウス等の建設費の根拠となる見積書又は契約書等。</p> <p>4. 農地高度化等貸付金、営農確立支援資金貸付金にあっては実施計画書又は見積書等の写し。</p> <p>5. その他理事長が必要と認める書類。</p>

(別記様式第1号)

農地等取得支援貸付金借入申込書

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区農地等取得支援貸付金貸付規程第6条の規定に基づく農地等取得支援貸付金を借り受けたく申込みます。

平成 年 月 日

公益財団法人しまね農業振興公社理事長 様

1. 申込者住所氏名

ふりがな 住 所	〒 -
-------------	-----

ふりがな 氏 名	印	生年月日 昭和 年 月 日	年齢 歳	性別 男 ・ 女	電話番号
-------------	---	------------------	---------	-------------------	------

2. 借り受けようとする資金の種類

種 類	農地取得貸付金 ・ パイプハウス取得貸付金 ・ 農地高度化等貸付金 ・ 営農確立支援資金貸付金
-----	---

3. 借り受ける資金の額等

	農地取得貸付金	パイプハウス取得貸付金	農地高度化等貸付金	営農確立支援資金貸付金	計
借 受 額					
農地代価 及び建設 費等					

4. 担 保

物 件 名	所 在 地	面 積	備 考
干 拓 農 地			
計			

5. 連帯保証人

氏 名	住 所	続柄	生年月日	電話番号

6. 最終償還期日

平成 年 月 日

7. 償還計画

年次	償還額			
	農地取得貸付金	パイプハウス取得貸付金	農地高度化等貸付金	営農確立支援資金貸付金
(1年目)平成年				
(2年目)平成年				
(3年目)平成年				
(4年目)平成年				
(5年目)平成年				
(6年目)平成年				
(7年目)平成年				
(8年目)平成年				
(9年目)平成年				
(10年目)平成年				
(11年目)平成年				
(12年目)平成年				
(13年目)平成年				
(14年目)平成年				
(15年目)平成年				
(16年目)平成年				
(17年目)平成年				
(18年目)平成年				
(19年目)平成年				
(20年目)平成年				
合計				

8. 添付書類（該当番号に○）

- ① 干拓農地買い受け申込み書の写し
- ② 青年等就農計画認定通知書及び青年等認定就農計画書の写し
- ③ 補助事業の申請書及び内示の写し
- ④ 見積書又は契約書等
- ⑤ 農地高度化等貸付金、営農確立支援資金貸付金にあっては事業計画書（別記様式第14号）
- ⑥ その他

(別記様式第2号)

島農公第号
平成年月日

農地等取得支援貸付金借入手続きのご案内

(申込者氏名)
様

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長

印

平成 年 月 日付けて申込みされた農地等取得支援貸付金（農地取得貸付金・パイプハウス取得貸付金・農地高度化等貸付金・営農確立支援資金貸付金）の貸付けについては、下記の条件を承諾のうえ、借入手続きをお取り運び下さるようご案内いたします。

1. 貸付番号：

2. 申込者住所：

3. 貸付金額：

	金額(千円)
農地取得貸付金	
パイプハウス取得貸付金	
農地高度化等貸付金	
営農確立支援資金貸付金	
計	

4. 償還期間：

	償還期間(年)	据置期間(年)
農地取得貸付金		
パイプハウス取得貸付金		
農地高度化等貸付金		
営農確立支援資金貸付金		

5. 償還期日：毎年 月 日

6. 償還内容：農地等取得支援貸付金借受申込書の償還計画のとおりとする。
なお、最終償還日は平成 年 月 日とする。

7. 連帯保証人：住 所

氏 名

住 所

氏 名

8. 担保：

物件名	面積	所在地
計		

9. その他の

(別記様式第3号)

収入印紙
添付

貸付番号	
借入案内通知日	平成 年 月 日

農地等取得支援貸付金借用証書

借用金額	円								
資金の種類	農地取得貸付金 パイプハウス取得貸付金 農地高度化等貸付金 営農確立支援資金貸付金								
利 率	無利子								
据置期限	平成 年 月 日まで								
最終償還期限	平成 年 月 日								
償還金の支払場所	公社指定の金融機関口座								
支払期日及び償還金額	回	支払期日	償還金額	回	支払期日	償還金額	回	支払期日	償還金額
	1	平成 年 月 日	円 10	平成 年 月 日	円 19	平成 年 月 日	円		
	2	平成 年 月 日	円 11	平成 年 月 日	円 20	平成 年 月 日	円		
	3	平成 年 月 日	円 12	平成 年 月 日	円				
	4	平成 年 月 日	円 13	平成 年 月 日	円				
	5	平成 年 月 日	円 14	平成 年 月 日	円				
	6	平成 年 月 日	円 15	平成 年 月 日	円				
	7	平成 年 月 日	円 16	平成 年 月 日	円				
	8	平成 年 月 日	円 17	平成 年 月 日	円				
	9	平成 年 月 日	円 18	平成 年 月 日	円				

(借入要領)

第1条 上記のとおり正に借用し、金銭を受領いたしました。ついては、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

(保証)

第2条 連帯保証人は債務者がこの約定によって負担する一切の債務について、債務者と連帯して保証債務を負います。

2 債務者又は連帯保証人は、公社が他の連帯保証人につき免除、交替又は担保の差し替えを行っても、異議を申し立てない。

3 連帯保証人は第1項の保証債務を履行した場合、代位によって公社から取得した権利は、債務者と公社との取引継続中は、公社の同意が無ければこれを行使しません。

平成 年 月 日

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 様

債務者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

住 所

氏 名 印

特約条項（別記様式第3号裏面）

（借入金の使途）

第1条 債務者（以下「乙」という。）は、この借入金をこの証書に記載された使途のみに使用する。

（期限の利益の喪失）

第2条 乙について次の事由が生じた場合には、公益財団法人しまね農業振興公社（以下「甲」という。）からの通知催告等がなくても、乙は甲に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

(1) 行方不明になり、甲から乙に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

2 乙について次の事由が一つでも生じた場合には、甲からの請求によって、乙は、甲に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

(1) 破産、民事再生手続開始もしくは特別精算開始の申立があつたとき。

(2) 乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき。

(3) 乙が甲に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。

(4) 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があつたとき。

(5) 乙が甲との取引約定に違反したとき。

(6) 乙の連帯保証人が前項または本項各号の一つにても該当したとき。

（報告）

第3条 乙又は連帯保証人は、次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告します。

(1) この資金の借入に係る資金計画を変更したとき。

(2) 乙及び連帯保証人の住所若しくは氏名に変更を生じ、又は乙及び連帯保証人の死亡、その他これに準ずる事実が発生したとき。

(3) 乙及び連帯保証人の資産若しくは事業の内容に著しい変動を生じたとき又はそのおそれのあるとき。

(4) その他、甲が指示した事項。

（調査）

第4条 乙は、甲の役職員又は甲の委嘱を受けた者が乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査することを承認します。

（弁済充当の指定権）

第5条 乙及び連帯保証人は、この借入金債務の弁済として数箇の給付をなすべき場合又は甲からの借入金が他にもある場合において、借入金の全部を弁済するに足りない弁済がなされたときは、その弁済をいずれの借入金の弁済に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認します。

（遅延損害金）

第6条 乙は、この証書に記載された支払期日又は第2条の規定により直ちに債務の弁済を請求された場合における甲の指定期日までに弁済しないときは、その支払期日から支払当日までの日数に応じ、弁済すべき元金につき年14.6%の割合で計算した損害金を甲に支払います。

（担保の提供）

第7条 乙は、この借入金の担保として、甲の指定した末尾記載の土地の上に別に締結する仮登記担保設定契約書（代物弁済の予約契約書）により所有権移転請

求権保全の仮登記手続を完了し、その登記簿謄本を甲に提出します。

（担保の保全）

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他に譲渡し、貸貸し、担保に供し、その現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしません。

2 乙は、担保として提供した自己の資産の価格が、滅失、き損等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告します。

（担保又は連帯保証人の追加）

第9条 乙は連帯保証人につき、第2条第2項に定める事由が発生した場合、その他甲が債権保全上必要と認めた場合において、甲から担保又は連帯保証人の追加の請求を受けたときは、遅滞なくこれに応ずるものとします。

（公正証書の作成）

第10条 乙又は連帯保証人は、甲から請求を受けた場合には、直ちにこの契約に基づく債務を承認し、かつ、強制執行を承諾する旨を記載した公正証書の作成に必要な手続きを行い、これに要した費用は乙又は連帯保証人が負担します。

〔第7条の資産の表示〕

(別記様式第4号)

貸付番号	
借入案内通知日	平成 年 月 日

平成 年 月 日

農地等取得支援貸付金交付申請書

公益財団法人しまね農業振興公社

理事長 様

債務者 住 所

氏 名

印

平成 年 月 日付け（貸付番号：島農公第 号）で借入手続の通知を受けた農地等取得支援貸付金（農地等取得貸付金・パイプハウス取得貸付金・農地高度化等貸付金・営農確立支援資金貸付金）について、下記のとおり交付申請いたします。

記

1. 交付金額

資金の種類	金額
農地取得貸付金	
パイプハウス取得貸付金	
農地高度化等貸付金	
営農確立支援資金貸付金	
計	

2. 交付希望日

公社の指定する日

3. 振込先

金融機関名			店舗名
預金種類		口座番号	
フリカナ			
名義人氏名			

4. 添付書類

- ① 請求書（パイプハウス取得資金）



仮登記担保設定契約書(代物弁済の予約契約書)

債権者 公益財団法人しまね農業振興公社を甲とし、債務者 を乙として甲乙間において次のとおり契約します。

第1条 乙は甲に対し平成 年 月 日付けで差し出した農地等取得支援貸付金借用証書（以下「借用証書」という。）による下記債務を確認し、末尾記載の不動産（以下「物件」という。）に対する仮登記担保契約を約定します。

記			
(1) 元 本 金 円也			
(2) 利 息 無利子			
(3) 遅延損害金 年 14.6 パーセント			
(4) 最終弁済期 平成 年 月 日			

2 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約に基づく予約を本契約にする権利の行使をすることを認め、代物弁済として乙所有に係る物件の所有権を甲に移転することを予約した。

- (1) 乙が甲に対し前項の債務を弁済期に弁済できないとき。
- (2) 乙が甲に対し前項の債務を農地取得後5年経過し6年目（平成 年 月 日）までに残債務を物件により代物弁済する旨の申し出を行い、これを甲が適當と認めたとき。

第2条 乙は、本契約締結後、直ちに甲のために前条の代物弁済予約を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記手続きをするものとします。その登記費用は乙の負担とします。

第3条 第1条の代物弁済予約の効力の及ぶ範囲は、本契約締結の時において物件に附合している一切のものとします。

第4条 乙は、物件について、甲の文書による承諾なしに、次の号の行為をしないことを確約します。

- (1) 物件を第三者に譲渡し、質権・抵当権・仮登記担保権その他の担保権の設定、若しくは賃借権・地上権その他の用益権の設定等物件の権利関係に変動を生ずる一切の行為。

第5条 乙は、乙が第1条第2項に該当し甲が本契約に基づく代物弁済の予約完結の意思表示をしたときは、償還期間の各年度末における償還残額につき毎年5パーセントを乗じて計算し、貸付日より精算期間が経過するまでの日数で計算した違約金を甲に支払うことを承諾します。

第6条 乙において第1条第2項に該当したときは、甲は乙に対し、代物弁済予約完結の意思表示をすると共に、次の各号に基づいて算定した物件の評価額、債権額及び精算金額を乙に通知するものとします。

- (1) 物件の評価額は、甲の選任する不動産鑑定士の鑑定に従うものとし、その鑑定費用は乙の負担とします。なお、物件の評価額は場合によっては、甲乙の合意により決定することも可能とします。

(2) 債権額は次の各金額の合算額をいう。

- ア 本件債権の元金及び弁済期日後精算日までの遅延損害金。
- イ 第5条の違約金。
- ウ 物件に乙が設置した工作物等の撤去費用。
- エ 乙が負担すべき費用で甲が代わって負担したもの。

- (3) 第1号の評価額が前号の債権額を超える場合は、甲は乙に対してその超える額を清算金として支払うものとします。

第7条 甲が清算金の見積額（第6条による物件の評価額及び債権額を含む）を乙に通知するため必要する一切の費用は、乙の負担とします。

第8条 第6条第1項第1号の物件の評価額が第6条第1条第2号の債権額に足りないときは、乙は甲に対して、直ちにその差額（不足額）を支払います。

第9条 精算期間内に乙が第6条第1項第2号の債権額を弁済したときは、甲は乙に対し、第2条の仮登記担保の抹消登記手続をするものとします。その登記費用は乙の負担とします。

第10条 乙は精算期間内に第6条第1項第2号の債権額を弁済できなかったときは、甲に対し精算期間経過後直ちに物件を引渡し、甲が本契約に基づき所有権移転の本登記を申請しようとするときは、その手続きに要する一切の書類を甲に提出します。

第11条 第6条第1項第3号の場合において、甲が乙に対し清算金を支払うべきときは、物件の引渡し及び所有権移転の登記と引換えに、これを履行するものとします。

第12条 本契約書に疑義がある場合又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとします。

第13条 乙が本契約書に使用する印鑑は、印鑑登録した印鑑とし、本契約書に添付する。

上記契約の成立を証するため本書二通を作成し、当事者記名（署名）押印のうえ各一通を保有する。

平成 年 月 日

島根県松江市黒田町432番地1
債権者 公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 印

県 市 町
債務者 印

物件の表示

1 所 在	市	町	番地
2 地 目	畳		
3 地 積			平方メートル

(別記様式第6号)

貸付番号	
借入案内通知日	平成 年 月 日

平成 年 月 日

農地等取得支援貸付金連帯保証人変更申請書

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 様

債務者住所

氏名 印

連帯保証人住所

氏名 印

連帯保証人住所

氏名 印

先に借り受けしている農地等取得支援貸付金借用証書により公社に対して負担する債務を
他 名が連帯保証していますが、次のとおり変更したいので申請いたします。

記

1. 資金の種類 パイプハウス取得貸付金・農地高度化等貸付金・営農確立支援資金貸付金

2. 借受金額 金 円

3. 変更内容

連帯 保証人	旧	住所		氏名	印
	新	住所		氏名	印
連帯 保証人	旧	住所		氏名	印
	新	住所		氏名	印

4. 添付種類

①資産証明書又は所得証明書

(別記様式第7号)

島農公第
平成 年 月 号

農地等取得支援貸付金連帯保証人変更承認通知書

(債務者)
様

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 印

平成 年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の変更申請については、次のとおり承認します。

1. 貸付金の種類 パイプハウス取得貸付金・農地高度化等貸付金・営農確立支援資金貸付金
2. 貸付番号
3. 借受金額 金 千円
4. 連帯保証人の変更

連 帯 保証人	旧	住 所		氏 名	
	新	住 所		氏 名	
連 帯 保証人	旧	住 所		氏 名	
	新	住 所		氏 名	

5. 指示事項

(別記様式第8号)

貸付番号	
借入案内通知日	平成 年 月 日

平成 年 月 日

農地等取得支援貸付金繰上償還申出書

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 様

債務者 住 所

氏名 印

先に借り受けしている農地等取得支援貸付金について、次のとおり繰上償還したいので届け出ます。

記

1. 繰上償還額 金

千円

(単位:千円)

資金の種類	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
農地取得貸付金				
パイプハウス取得貸付金				
農地高度化等貸付金				
営農確立支援資金貸付金				
計				

2. 繰上償還方法

(1) 借受残額一括償還

(2) 一部繰上償還

(内訳)

3. 繰上償還の理由

(別記様式第9号)

島農公第
平成 年月
号日

(債務者)
様

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 印

農地等取得支援貸付金償還金納入通知書

平成 年 月 日付けで貸付実行した農地等取得支援貸付金について下記のとおり償還い
ただきますようご案内いたします。

なお、期日までに下記口座に入金にならない場合は、償還期日の翌日から支払当日までの日数に
応じ年1.4%の割合を乗じて計算した金額を延滞金としてお支払いいただけますので、ご留意下さい。

記

今回 償還額	¥ 円也	
償還期限	平成 年 月 日まで	
納付場所	金融機関名	島根県信用農業協同組合連合会 本所
納付先	受取人	コウエキザイダンホウジン シマネノウギヨウシンコウコウシャ 公益財団法人 しまね農業振興公社 預金種目 「普通」 口座番号
内訳	貸付番号	
	貸付案内通知日	平成 年 月 日
	貸付実行日	平成 年 月 日
	貸付額	¥ 円
	前回までの償還額	¥ 円
	今回納入額	¥ 円
	償還残額	¥ 円

(別記様式第10号)

島農公第
平成 年 月 日

農地等取得支援貸付金一時償還決定通知書

(債務者)
様

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 印

平成 年 月 日付けで借入案内の通知をした農地等取得支援貸付金については、下記の理由により一時償還を決定したので通知します。

なお、一時償還については、別添納入通知書により、平成 年 月 日までに納入願います。

記

1. 貸付金の種類 農地取得貸付金 ・ パイプハウス取得貸付金 ・ 農地高度化等貸付金 ・ 當農確立支援資金貸付金

2. 貸付番号

3. 一時償還額 金 千円

4. 一時償還の内訳

資金の種類	貸付金額	既償還額	一時償還額	貸付残高
農地取得貸付金				
パイプハウス取得貸付金				
農地高度化等貸付金				
當農確立支援資金貸付金				
計				

5. 一時償還とする理由

(別記様式第11号)

貸付番号	
借入案内通知日	平成 年 月 日

平成 年 月 日

農地等取得支援貸付金償還猶予申請書

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 様

債務者 住 所

氏 名 印

平成 年 月 日付けで借入案内の通知を受けた農地等取得支援貸付金について、次のとおり償還猶予を申請します。

記

1. 貸付金の種類 農地取得貸付金 ・ パイプハウス取得貸付金 ・ 農地高度化等貸付金 ・ 営農確立支援資金貸付金

2. 償還額 金 円 (第 回目)

3. 償還日 平成 年 月 日

4. 猶予後の償還日 平成 年 月 日

5. 申請理由

6. 添付書類 (被災等を証明する書類)

(別記様式第12号)

島農公第号
平成年月日

農地等取得支援貸付金償還猶予承認通知書

(債務者)

様

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 印

平成 年 月 日 付けで申請のあった償還猶予については、下記のとおり承認します。

記

1. 貸付金の種類 農地取得貸付金 ・ パイプハウス取得貸付金 ・ 農地高度化等貸付金 ・ 當農確立支援資金貸付金
2. 償還額 金 円 (第 回目)
3. 猶予後の償還日 平成 年 月 日

(別記様式第13号)

貸付番号	
農地取得日	平成 年 月 日
借入案内通知日	平成 年 月 日

平成 年 月 日

農地等取得支援貸付金の代物弁済申出書

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 様

債務者 住 所

氏名 印

先に借り受けしている農地等取得支援貸付金について、仮登記担保設定契約書(代物弁済の予約契約書)第1条第2項第2号の規定に基づき申し出ます。

なお、本申し出が適當と認められる場合は、速やかに代物弁済の行使を行ってください。

記

1. 農地取得貸付金

(単位:円)

資金の種類	借受金額 ①	既償還額 ②	遅延償還額 ③	償還残額 ④	償還残総額 ③+④
農地取得貸付金					

2. 代物弁済の申し出理由

3. 代物弁済の物件(農地)

- (1) 所在地 市 町 番地 (2区画以上の場合は番地列記する)
(2) 地目
(3) 地籍 平方メートル(内訳 番地 m²、 番地 m²)
(4) 当該物件の評価申出額 円

(別記様式第14号)

當農計画書

(その1)

1. 住 所 氏名 (名称および 代表者名)	住 所									
	氏 名	電話番号								
2. 家族又は構成員 (年齢を含む)	氏 名	続 柄	年 齡	自家農業に 働く日数	自家農業以外に働く 日 数 主な仕事 所 得			農 業	摘 要	
		経営主	才	日	日	日	日	後継者	(病気・就学など)	
		計			日	日		日		臨時雇、季節雇年 間人數 名
3. 現在の農業經營の現状	(1) 経営面積	区 分	農 用 地						山林 原野 (a)	摘 要
		水田 (a)	畠				採 草			
		普通畠 (a)	樹園地 (a)	飼料畠 (a)	竹 林 (a)	小 計 (a)	放牧地 (a)	計 (a)		
		自作地								
	借入地									
	計									
	(2) 生産物	作 物 名								
		作付面積(a)								
		総生産量(kg)								
		単価(円)								
		総生産額(千円)								
		販売	数量(kg)							
	金額(千円)									
(3) 家畜・養蚕	種 别	用 途	頭羽数(掃立数) そ の 他			販 売 額	摘 要			
(4) 主な農業機械	種 别	形 式・能 力	持込みの 可・否	所 有 数 量			摘 要			
				個 人	共 有					
			可・否							
			可・否							
			可・否							
			可・否							
(5) 年間經營取支	收 入			支 出						
	農業収入①			千円			農業支出④	千円		
	その他収入②						その他支出⑤			
	計(①+②)③			千円			家計費⑥			
							計(④+⑤+⑥)⑦			
	経営余剰(③-⑦)									

(その2)

4. 農業 經營 計画 概ね 5年 後	(1) 営農 方針							
	(2) 干拓地 の作付 計画		当 初(営農開始時)			計 画(概ね5年後)		
		作物名						
		作付面積 (a)						
		総生産量 (kg)						
		単価 (円)						
		総生産額 (円)						
	販売 数量(kg)							
		金額(円)						
	(3) 干拓地 における 経営 の方法	個人、協同、法人						
(4) 干拓地 における 農機具の利 用方法	(大型農機具) 個人、共同							
(5) 年間 經營 収支	収 入			支 出				
	農業収入①	冊		農業支出④	冊			
	その他収入②	冊		その他支出⑤	冊			
	計(①+②) ③	冊		家計費⑥	冊			
	経営余剰 (③-⑦)	冊		計(④+⑤+⑥) ⑦	冊			
5.居住地 (所在地) から の 通作方法	干拓地までの距離 約 km	所要時間 時 分			交通手段			
6.資金調達 計画 (土地代金等)	(1) 自己資金	(2) 借入金	①しまね農業振興公社	(該当資金を○で囲む) 農地取得資金 バイプハウス取得資金 農地高度化等資金 営農確立支援資金貸付金				
	②他の借入先 〔 〕							
※新規参入者の場合は資金計画書を添付すること。								
7.農地高度化 等資金 ・営農確立支 援資金貸付金 (計画)	農地高度化等投資の内訳(10a当たり) ①小規模土地改良等 (内容: 投資額: 千円) ②土壤改良、土づくり等 (内容: 投資額: 千円) ③施設整備等 (内容: 投資額: 千円) 投資額の合計: 千円 (貸付額は、360千円/10a以内)			営農確立支援資金貸付金 ①販路拡大調査等 (内容: 経費: 千円) ②技術習得等 (内容: 経費: 千円) ③試作研究等 (内容: 経費: 千円) 経費の合計: 千円 (貸付額は、1経営体当たり500千円以内)				
8.その他 (特記事項)	特定法人(農外企業)の場合 農地所有適格法人の設立予定期平成 年 月予定							

(別記様式第15号)

貸付番号	
農地取得日	平成 年 月 日
借入案内通知日	平成 年 月 日

平成 年 月 日

農地等取得支援貸付金（農地高度化等貸付金・営農確立支援資金貸付金）返還免除申請書

公益財団法人しまね農業振興公社
理事長 様

債務者 住 所

氏 名

印

公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区農地等取得支援貸付金貸付規程第17条の3の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 借用金額 | 円 |
| 2. 返還未償還額 | 円 |
| 3. 免除を受けようとする額 | 円 |
| 4. 添付書類 | |
| ① 営農継続証明書（別記様式第16号） | |
| ② 経営実績書（別記様式第17号） | |

(別記様式16号)

平成 年 月 日

継 続 就 農 証 明 願

安来市
農業委員会 会長 様
松江市

住 所

氏 名

印

私が、干拓農地で下記のとおり営農していることについて証明願います。

記

氏 名		年 齢	
住 所			
営 農 場 所	中海干拓(揖屋・安来地区)	地番	
作 付 作 物			
備 考			

継 続 就 農 証 明 書

証明願いのあったこのことについて、上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

安来市
農業委員会 会長
松江市

印

(別記様式第17号)

當農実績書

(その1)

1. 住所 氏名 (名称および 代表者名)		住 所									
		氏 名		電話番号							
2. 家族又は構成員 (年齢を含む)	氏 名		続 柄	年 齡	自家農業に 働く日数	自家農業以外に働く			農 業	摘 要	
				才	日	日	主な仕事	所 得	後継者	(病気・就学など)	
			経営主								
	計				日	日			税	臨時雇、季節雇年 間人數 名	
3. 現在の農業經營の現状	(1) 経営面積	区 分	農 用 地							山林 原野 (a)	摘 要
			水田 (a)	普通畠 (a)	樹園地 (a)	飼料畠 (a)	竹 林 (a)	小 計 (a)	採 草 放牧地 (a)		
		自作地									
		借入地									
		計									
	(2) 生産物	作 物 名									
		作付面積(a)									
		総生産量(kg)									
		単価(円)									
		総生産額(千円)									
		販売	数量(kg)								
		金額(千円)									
	(3) 家畜・養蚕	種 别	用 途	頭羽数(掃立数) そ の 他			販 売 額		摘 要		
(4) 主な農業機械	種 別	形 式・能 力	持込みの 可・否		所 有 数 量			摘 要			
			個 人	共 有							
			可・否								
			可・否								
			可・否								
			可・否								
(5) 年間經營取支	収 入				支 出						
	農 業 収 入 ①				千円		農 業 支 出 ④		千円		
	そ の 他 収 入 ②						そ の 他 支 出 ⑤				
	計 (①+②) ③				千円		家 計 費 ⑥				
	經 営 余 剰 (③-⑦)						計 (④+⑤+⑥) ⑦		千円		

(その2)